

1 目的

この基準は、新潟県中学校体育連盟（以下「県中体連」）主催大会への参加を希望する地域スポーツ団体等の大会参加認定について、必要な事項を定めるものである。

2 認定申請の条件

◎下記の条件を理解し、遵守できる場合とする。

- (1) 県中体連の目的及び活動を理解し、それを尊重すること。
- (2) 生徒の年令及び修業年限が我が国の中学校と一致している。
- (3) 継続的に、指導資格等を有する指導者もしくは相当の指導経験があり、今後指導資格等を取得する意思がある指導者の指導のもと、適切かつ組織的な活動が行われていること。指導者は競技ガイドライン等に則り、人権を尊重した指導を行っていること。
- (4) 各競技団体、スポーツ協会等に1年以上登録されており、計画的に活動している団体であること。ただし、市町村教育委員会や各競技団体、スポーツ協会等が部活動地域移行を推進するため結成した地域スポーツ団体は、登録期間等の条件が満たない場合であっても、県中体連で協議し、認定することがある。
- (5) 平成30年3月スポーツ庁が発出した『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』の「2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進、3 適切な休養日等の設定」を遵守していること。
- (6) 全ての県中体連主催大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
- (7) 地域スポーツ団体等で大会に参加した生徒は、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。
- (8) 団体競技における1単位地域スポーツ団体での出場は、1チームのみとする（1単位団体から複数のチームの参加はできない）。ただし、市町村教育委員会や各競技団体、スポーツ協会等が部活動地域移行を推進するため結成した地域スポーツ団体は、活動状況や実態に応じて、複数チームの参加を認める場合がある。
- (9) 当該年度全国中学校体育大会までの中体連主催大会期間中に、所属団体を移籍しての大会参加は認めない。
- (10) 大会参加に際して、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故や怪我発生に備え、保険等に加入するなど、事故対策を講じておくこと。
- (11) 大会参加にあたって知り得た個人情報においては、守秘義務を有する。
- (12) 大会は、活動本拠地のある地区から参加する。
- (13) 競技ごとの細則は、(公財)日本中学校体育連盟が令和4年12月7日付けで発出した事務連絡文書による。

3 認定の申請

- (1) 認定申請者は、事前に県中体連事務局にメールで連絡をし、申請についての手順を確認する。その後、必要な書類（認定申請書：様式1、団体名簿：様式2、団体活動実績資料：様式不問※）を添えて、団体の活動本拠地にある郡市中体連を通して、地区中体連に提出する。
※ 団体の活動が分かる資料（会則、指導資格等の写し、年間活動計画や活動時間が分かるもの）
- (2) 認定申請の提出は、3月1日から4月15日までとする。スキー競技の申請は9月1日から10月15日とする。
- (3) 当面の間、毎年申請を必要とする。

4 認定の決定

- (1) 認定申請を受理した場合、地区・県競技専門部と地区中体連事務局で審査し、地区中体連で認定の推薦をし、県中体連で決定する。
- (2) 4月30日（スキー競技の場合は11月15日）までに認定の可否結果を通知する。
- (3) 認定申請および参加申込に際して、虚偽の内容が判明した場合は、参加を認めない。

5 付則

- (1) 本基準は、令和4年12月12日から実施する。